

最高裁秘書第3089号

令和元年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年3月11日付け（同月12日受付，最高裁秘書第1314号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
「憲法記念日を迎えるに当たって」（平成21年から平成28年までの分）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は存在しない。

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）